

株 主 各 位

埼玉県南埼玉郡白岡町下大崎873番1

大成ラミック株式会社

代表取締役社長 木 村 義 成

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成24年6月19日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月20日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県南埼玉郡白岡町下大崎873番1
大成ラミック株式会社 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第47期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎株主総会参考書類及び事業報告、計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.lamick.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎従来、株主総会後に開催しておりました懇親会は、諸般の事情を考慮し、中止とさせていただきます。ご了承くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から)
(平成24年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、急激な為替の変動や欧州の債務危機を背景とした海外景気の下振れ懸念等があり、依然として先行き不透明な状況になっております。

当軟包装資材業界におきましては、震災に起因する原材料の供給不足や受注量の偏りは落ち着きましたが、原油高騰に伴う原材料の値上がりを受け、各社とも厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下、当社のビジネスモデルである包装フィルムと充填機械を提供する体制のもと、海外展開を含め液体包装システムを食品業界から洗剤・化粧品業界まで積極的な営業活動に取り組んでまいりました。

その結果、売上高は193億72百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益は19億76百万円（同10.1%増）、経常利益は19億94百万円（同10.1%増）、当期純利益は11億2百万円（同6.9%増）となりました。

なお、平成23年4月に設立した海外子会社「Taisei Lamick USA, Inc.」においては、平成23年10月に米国イリノイ州シカゴ近郊に充填デモルームを開設し、本格的な営業活動をスタートいたしました。

部門別概況は次のとおりであります。

[包装フィルム部門]

包装フィルム部門につきましては、大手即席麺メーカー等の堅調な受注が続くなか、昨年夏の天候の好影響もあり、売上は好調に推移いたしました。また、原材料不足懸念等から生じた受注量の増減に合わせ生産体制を柔軟に変更することで、生産の効率化とコスト削減を推し進め、積極的な利益確保に努めました。

その結果、包装フィルム部門の売上高は181億62百万円（前年同期比6.7%増）となりました。

[包装機械部門]

包装機械部門につきましては、お客様の多様なニーズを把握するほか、新設・更新需要の掘り起こしに注力いたしましたが、ユーザー各社における設備投資動向は依然慎重であり前年同期の売上を下回りました。

その結果、包装機械部門の売上高は12億9百万円（前年同期比25.9%減）となりました。

なお、平成23年10月に上市した新型液体高速充填機「DANGAN G」は、ユーザー各社より高評価をいただき、現在多くの引き合いを受けており、来期の業績向上へ向けて積極的な拡販を推し進めてまいります。

部門別売上高

(単位：千円)

部 門 名		金 額	構成比(%)
包 装 部 門	液体・粘体自動充填用フィルム	14,094,732	72.8
	ラミネート汎用品	3,065,324	15.8
	その他	1,002,662	5.2
	計	18,162,719	93.8
包 装 機 械 部 門	包装機械	637,095	3.3
	その他	572,561	2.9
	計	1,209,656	6.2
合 計		19,372,375	100.0

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資総額は5億59百万円であり、その主なものは、生産体制の強化、合理化、コスト低減、環境対策等のための設備投資や設備更新を中心に投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中における投資資金については、主に営業活動から得られる資金により賄っており、株式又は社債の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、東日本大震災の影響から回復基調にはあるものの、欧州債務危機による海外景気の下振れ懸念、原油価格の高騰や電力の供給制限等の問題が依然として残っており、予断を許さない状況となっております。

このような状況のもと、包装フィルム部門につきましては、多様化する顧客のニーズに迅速かつ的確に対応することが重要であり、販売シェアの拡大、新規顧客の開拓、営業の深耕に努め、積極的な拡販を推し進めてまいります。また、新工場建設に向けた新たな生産システムの構築やさらなる生産性の向上を図り、原材料価格の動向や環境問題への対応等、いかなる経営環境の変化にも迅速かつ効果的に対応できる経営体制の確立と、企業価値の向上に努めてまいります。

包装機械部門につきましては、包装フィルムと充填機械を同時に供給する事業展開を強固にし、開発から製造、販売、保守メンテナンスまでの全ての業務を自社で行い、お客様に対してより一層充実した技術・品質・サービスの向上を図るとともに、機械メーカーとして顧客のニーズに応じた積極的な営業を目指してまいります。

また、「ストラップジョイント」や「アンプルカット」等の新しい技術製品の拡販に加え、次世代の包装フィルムや充填機械等の将来の事業基盤強化に向けた研究開発を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 44 期 平成21年 3 月期	第 45 期 平成22年 3 月期	第 46 期 平成23年 3 月期	第47期 (当事業年度) 平成24年 3 月期
売 上 高	16,738,898	17,047,174	18,649,984	19,372,375
経 常 利 益	1,286,877	1,794,518	1,810,856	1,994,533
当 期 純 利 益	576,360	922,724	1,030,501	1,102,026
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	92円83銭	148円62銭	165円98銭	177円50銭
総 資 産	14,408,679	15,383,396	18,550,778	18,877,966
純 資 産	10,248,804	10,762,734	11,349,552	12,023,506

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社の主な事業は、軟包装用プラスチックフィルム並びに液体・粘体充填用機械の開発・製造・販売をしております。

(9) 主要な事業所（平成24年3月31日現在）

- ① 本社・本社工場 埼玉県南埼玉郡白岡町
- ② 白岡工場 埼玉県南埼玉郡白岡町
- 製版工場 埼玉県南埼玉郡白岡町
- 製袋工場 埼玉県南埼玉郡白岡町
- ③ 札幌営業所 北海道札幌市中央区
- 盛岡営業所 岩手県盛岡市
- 仙台営業所 宮城県仙台市青葉区
- 名古屋支店 愛知県名古屋市中村区
- 大阪支店 大阪府大阪市中央区
- 福岡支店 福岡県福岡市博多区
- ④ 新潟事業所 新潟県見附市

(10) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
401名	+20名	34.6歳	10.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員（期中平均雇用人員91名）は含んでおりません。

2. 臨時従業員には、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

(11) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社武蔵野銀行	910,570 千円
住友信託銀行株式会社	918,000

(注) 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,208,435株（自己株式91,565株を除く）
- (3) 株主数 19,613名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 タ イ バ ッ ク	509 <small>千株</small>	8.2 %
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. ON BEHALF OF CLIENTS	285	4.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	195	3.2
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	191	3.1
RBC DEXIA INVESTOR SERVICES TRUST, LONDON-CLIENTS ACCOUNT	190	3.1
木 村 義 成	177	2.9
CLEARSTREAM BANKING S. A.	150	2.4
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	135	2.2
新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	100	1.6
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	100	1.6

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（91,565株）を控除して計算しております。
3. 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
木村 義成	代表取締役社長	株式会社タイバック代表取締役社長
古村 博	常務取締役営業本部長	
山口 政春	常務取締役研究開発本部長	Taisei Lamick USA, Inc. President
富田 一郎	取締役生産本部長	
長谷部 正	取締役管理本部長	株式会社グリーンボックス代表取締役社長
山本 忠義	取締役	
裁松 修	常勤監査役	
村山 淳司	常勤監査役	
飯村 英夫	監査役	大日精化工業株式会社監査役
平間 良一	監査役	平間良一税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役山本忠義氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役飯村英夫、平間良一の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役平間良一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役平間良一氏は、当社代表取締役社長木村義成氏の三親等以内の親族（叔母の配偶者）であります。
5. 平成23年6月22日開催の第46回定時株主総会において、新たに長谷部正氏が取締役に選任され就任いたしました。
6. 平成23年6月22日開催の第46回定時株主総会において、新たに村山淳司氏が監査役に選任され就任いたしました。
7. 常務取締役村山淳司氏は、平成23年6月22日付をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役7名 127,854千円（うち社外取締役1名2,400千円）

監査役3名 17,677千円（うち社外監査役1名1,900千円、社外監査役1名は無報酬）

- (注) 1. 平成7年7月18日開催の第30回定時株主総会において、取締役の報酬額を、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとして年額1億500万円以内、監査役の報酬額を年額300万円以内としてご承認をいただいております。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に繰入した役員賞与引当金25,100千円（取締役5名24,300千円、監査役3名800千円）、役員退職慰労引当金2,983千円（取締役5名2,333千円、監査役2名650千円）及び当事業年度中に支払った役員賞与と前事業年度の役員賞与引当金との差額（取締役4名700千円）が含まれております。
3. 上記の取締役の支給人員には、平成23年6月22日開催の第46回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 当事業年度末現在の取締役の人員は6名、監査役の人員は4名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・飯村英夫氏は、大日精化工業株式会社の監査役であり、当社は同社との間に原材料仕入等の営業取引があります。
- ・平間良一氏は、平間良一税理士事務所の所長を兼任しておりますが、同事務所は当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席及び発言状況
取締役	山 本 忠 義	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	飯 村 英 夫	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	平 間 良 一	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

24,500千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、「新基幹システムの開発・導入に関する指導・助言業務」であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会からの請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、社内規定に定める文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この目標の浸透及び達成に向けて、各事業部門が実施すべき具体的な目標を計画するとともに、担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行を行うものとする。その結果を定期的に取締役会に報告し、効率化を阻害する要因を排除・低減する改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築するものとする。

④ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長が、法令・定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを、繰り返し役職員に伝え徹底するとともに、全社横断的なコンプライアンス体制を構築するため統括責任者に管理本部担当取締役、部門責任者に各部門長を任命し、法令違反の疑義、問題点の把握に努めるものとする。

この他に、報告・通報等によりコンプライアンス上の問題を発見した場合は、コンプライアンス統括責任者を中心とした対策チームを設置、その内容の調査、再発防止策を協議のうえ、取締役会及び監査役会に報告するものとする。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び企業集団内における子会社の事業に関して、それぞれ責任を負う取締役が、法令遵守の体制を構築するとともに、効率性向上のための施策を実施するものとする。

この他に、当社内部監査室が企業集団全体の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス統括責任者へ報告、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援、助言を行うものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する体制

内部監査室は監査業務を支援するため、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告するものとする。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、内部監査等において業務執行取締役及び重要な使用人からヒヤリングを実施し、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,515,086	流 動 負 債	4,899,645
現金及び預	3,563,460	買掛金	2,763,299
受取手形	1,348,390	1年内返済予定の長期借入金	312,096
売掛金	4,275,434	リース債務	42,472
有価証券	199,790	未払金	616,200
製品	1,413,205	未払法人税等	478,909
仕掛品	351,110	未払消費税等	75,414
原材料	117,722	預り金	52,691
前払費用	47,252	賞与引当金	291,000
繰延税金資産	172,053	役員賞与引当金	25,100
その他金	32,851	株主優待引当金	62,879
貸倒引当金	△6,186	その他	179,581
固 定 資 産	7,362,879	固 定 負 債	1,954,814
有 形 固 定 資 産	6,578,056	長期借入金	1,516,474
建物	1,669,189	リース債務	129,363
構築物	127,035	退職給付引当金	277,391
機械及び装置	981,527	役員退職慰労引当金	30,616
車両運搬具	10,389	その他	968
工具、器具及び備品	156,577	負 債 合 計	6,854,459
土地	3,338,958	純 資 産 の 部	
リース資産	163,188	株 主 資 本	12,037,269
建設仮勘定	131,189	資本金	2,408,600
無 形 固 定 資 産	355,734	資本剰余金	2,896,075
特許権	15,378	資本準備金	2,896,075
借地権	78,787	利 益 剰 余 金	6,941,822
商標権	3,421	利益準備金	165,000
意匠権	562	その他利益剰余金	6,776,822
ソフトウェア	30,957	買換資産圧縮積立金	14,418
ソフトウェア仮勘定	219,165	特別償却準備金	8,969
電話加入権	5,668	圧縮記帳積立金	11,251
その他	1,793	土地圧縮積立金	15,311
投 資 そ の 他 の 資 産	429,088	別途積立金	3,660,000
投資有価証券	186,652	繰越利益剰余金	3,066,872
関係会社株式	61,586	自 己 株 式	△209,228
関係会社長期貸付金	15,033	評価・換算差額等	△13,762
従業員に対する長期貸付金	4,895	その他有価証券評価差額金	△13,762
長期前払費用	3,378		
繰延税金資産	114,220		
その他	67,559		
貸倒引当金	△24,237	純 資 産 合 計	12,023,506
資 産 合 計	18,877,966	負 債 及 び 純 資 産 合 計	18,877,966

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		19,372,375
売 上 原 価		14,716,901
売 上 総 利 益		4,655,474
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,678,803
営 業 利 益		1,976,670
営 業 外 収 益		38,730
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,620	
そ の 他 の 収 益	30,110	
営 業 外 費 用		20,868
支 払 利 息	13,241	
売 上 割 引	1,860	
そ の 他 の 費 用	5,766	
経 常 利 益		1,994,533
特 別 利 益		1,578
固 定 資 産 売 却 益	19	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	111	
受 取 保 険 金	1,448	
特 別 損 失		29,819
固 定 資 産 売 却 損	5,115	
固 定 資 産 除 却 損	17,516	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,136	
役 員 退 職 慰 労 金	1,750	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	300	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,966,293
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		868,884
法 人 税 等 調 整 額		△4,617
当 期 純 利 益		1,102,026

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金				
		資 本 金 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	土 地 圧 縮 積 立 金
当 期 首 残 高	2,408,600	2,896,075	165,000	15,051	15,166	13,528	14,135
当 期 変 動 額							
買換資産圧縮積立金の取崩				△1,619			
買換資産圧縮積立金の積立				985			
特別償却準備金の取崩					△6,581		
特別償却準備金の積立					384		
圧縮記帳積立金の取崩						△2,947	
圧縮記帳積立金の積立						670	
土地圧縮積立金の積立							1,176
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△633	△6,197	△2,277	1,176
当 期 末 残 高	2,408,600	2,896,075	165,000	14,418	8,969	11,251	15,311

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剩 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剩 余 金					
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金				
当 期 首 残 高	3,660,000	2,391,507	△209,118	11,369,946	△20,394	11,349,552
当 期 変 動 額						
買換資産圧縮積立金の取崩		1,619		—		—
買換資産圧縮積立金の積立		△985		—		—
特別償却準備金の取崩		6,581		—		—
特別償却準備金の積立		△384		—		—
圧縮記帳積立金の取崩		2,947		—		—
圧縮記帳積立金の積立		△670		—		—
土地圧縮積立金の積立		△1,176		—		—
剰余金の配当		△434,593		△434,593		△434,593
当 期 純 利 益		1,102,026		1,102,026		1,102,026
自 己 株 式 の 取 得			△110	△110		△110
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					6,631	6,631
当 期 変 動 額 合 計	—	675,365	△110	667,322	6,631	673,954
当 期 末 残 高	3,660,000	3,066,872	△209,228	12,037,269	△13,762	12,023,506

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）及び個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～34年
構築物	7～50年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔会計方針の変更〕

該当事項はありません。

〔追加情報〕

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満切り捨てにより表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,122,645千円
3. 保証債務
関係会社の不動産賃貸借契約に対する債務保証 13,649千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 91,111千円
長期金銭債権 15,033千円
短期金銭債務 59,225千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満切り捨てにより表示しております。
2. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
営業取引高(収入分) 85,458千円
営業取引高(支出分) 670,290千円
営業取引以外の取引高(収入分) 3,358千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満切り捨てにより表示しております。

2. 発行済株式に関する事項

普通株式

6,300,000株

3. 自己株式の数に関する事項

普通株式

91,565株

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	229,713	37.00	平成23年3月31日	平成23年6月23日
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	204,879	33.00	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	229,712	37.00	平成24年3月31日	平成24年6月21日

5. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	35,059 千円
賞与引当金	108,543
法定福利費	14,355
退職給付引当金	97,050
役員退職慰労引当金	10,685
その他有価証券評価差額金	11,131
試験研究用設備	14,819
その他	26,194
繰延税金資産計	317,837
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△7,932 千円
特別償却準備金	△5,315
圧縮記帳積立金	△5,078
土地圧縮積立金	△8,208
その他有価証券評価差額金	△3,753
その他	△1,276
繰延税金負債計	△31,563
繰延税金資産の純額	286,273

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	39.9 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
試験研究費等税額控除	△0.6
住民税均等割	0.7
役員賞与引当金	0.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の39.9%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.3%、平成27年4月1日以降のものについては34.9%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が29,025千円、その他有価証券評価差額金が1,057千円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が27,968千円増加しております。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器、製造設備等の一部につきましては、リース契約により使用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	57,361	45,922	11,439
工具、器具及び備品	18,029	16,527	1,502
合計	75,391	62,449	12,942

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	9,957千円
1年超	3,681
合計	13,638

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	40,652千円
減価償却費相当額	37,016
支払利息相当額	713

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程(与信管理要領)に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式及び債券であり、上場株式及び債券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後5年10ヶ月であります。

営業債務及び長期借入金は流動リスクに晒されておりますが、担当部門において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持等により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,563,460	3,563,460	—
(2) 受取手形	1,348,390	1,348,390	—
(3) 売掛金	4,275,434	4,275,434	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	385,342	385,342	—
資産計	9,572,628	9,572,628	—
(1) 買掛金	2,763,299	2,763,299	—
(2) 未払金	616,200	616,200	—
(3) 長期借入金(*)	1,828,570	1,841,593	13,023
負債計	5,208,070	5,221,093	13,023

(*) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場有価証券(貸借対照表計上額62,686千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

該当事項はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,936円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 177円50銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月2日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 永 貴 雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 森 田 亨 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大成ラミック株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あざさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月2日

大成ラミック株式会社 監査役会

常勤監査役 裁 松 修 ㊟

常勤監査役 村 山 淳 司 ㊟

社外監査役 飯 村 英 夫 ㊟

社外監査役 平 間 良 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、業績や今後の事業展開等を勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき、第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金37円 総額229,712,095円
(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金70円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成24年6月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第26条第2項（社外取締役との責任限定契約）及び第34条第2項（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、第26条第2項の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新 設)	(取締役の責任免除) (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役飯村英夫氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

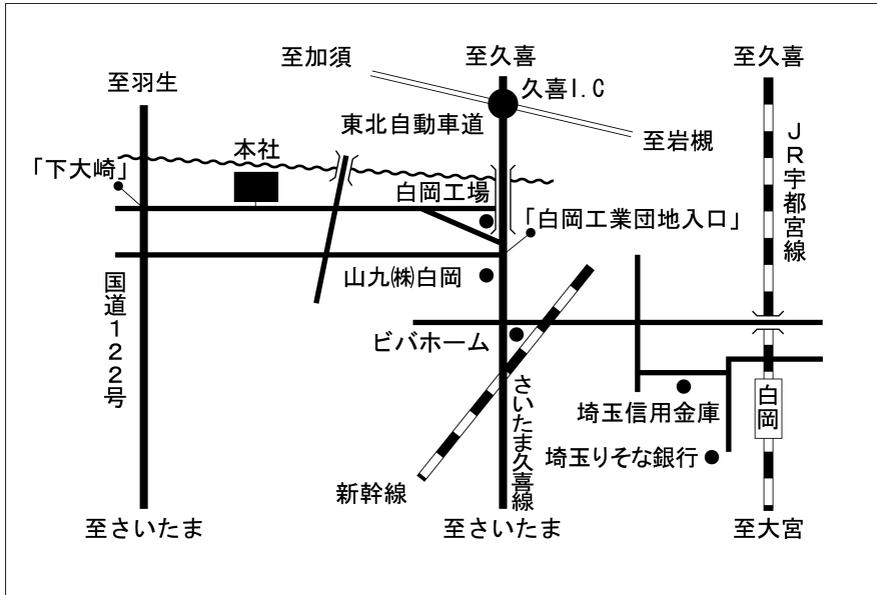
氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
<p>は せ が わ ま さ はる 長 谷 川 正 春 (昭和22年7月29日生)</p>	<p>昭和47年11月 監査法人朝日会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社</p> <p>昭和52年9月 公認会計士開業登録</p> <p>平成14年8月 朝日監査法人代表社員(現 有限責任 あずさ監査法人)就任</p> <p>平成20年6月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)退社 現在に至る</p>	<p>— 株</p>

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷川正春氏は、社外監査役候補者であります。なお、社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 長谷川正春氏につきましては、公認会計士としての専門的な見地及び豊富な経験や実績を有しており、当社の社外監査役にふさわしいと判断して社外監査役選任をお願いするものであります。
 - (2) 本総会において第2号議案が原案のとおり承認可決され、長谷川正春氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき法令が規定する額を責任限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 - (3) 長谷川正春氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

埼玉県南埼玉郡白岡町下大崎873番1
大成ラミック株式会社 会議室



- 交通のご案内・JR宇都宮線 白岡駅下車
白岡駅西口よりタクシーで7分
- ・東北自動車道 久喜I.C.より
さいたま久喜線をさいたま方面に10分

